

トラック運転者の定期健康診断受診助成事業

予算額 15,000千円

1. 対象者

県内の営業所に勤務する運転者とします。

2. 助成額

1名あたり 1,000円

助成人数は、会費請求台数を限度とします。

3. 対象期間

平成30年2月1日から平成31年1月31日までに定期健康診断を受診し、支払いが終了するものとします。

4. 実績報告及び助成金の請求

交付申請書に必要事項を記載し、平成31年1月31日までに助成金を請求してください。

(添付書類)

- ・定期健康診断受診者名簿
- ・受診人数および1人当たりの受診料が確認できる書類(請求明細書等)
- ・支払いを証明するものの写し(領収書・振込書等)

5. 助成条件

茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない会員とします。

(入会以降の受診分を対象とします)